

令和8年度より開始！！

申請受付中

杉並区特定相談・一般相談 連携機能強化支援事業補助金

精神科病院や障害児入所施設などからの障害者（児）の地域移行を支援するため、特定・一般相談支援事業者に対して地域移行に関する報酬算定外業務の経費を補助します。

対象者

杉並区民である障害者（児）に対して、**計画相談支援**又は**地域移行支援**を提供する相談支援事業所を運営する法人

対象事業

- ✓ 精神科病院等に入院中の障害者の退院及び地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組
- ✓ 障害児入所施設に入所中の障害児に対して、地域移行に向けた調整を具体的に実施する取組

補助額

利用者1人当たり

月12,000円

※最大

事業期間

令和8年4月1日～

令和9年3月31日

申請期間

令和8年4月1日～

令和8年8月31日

※延長の可能性あり

< 申請先・問合せ先 >

杉並区基幹相談支援センター

[所在地] 〒167-0032

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

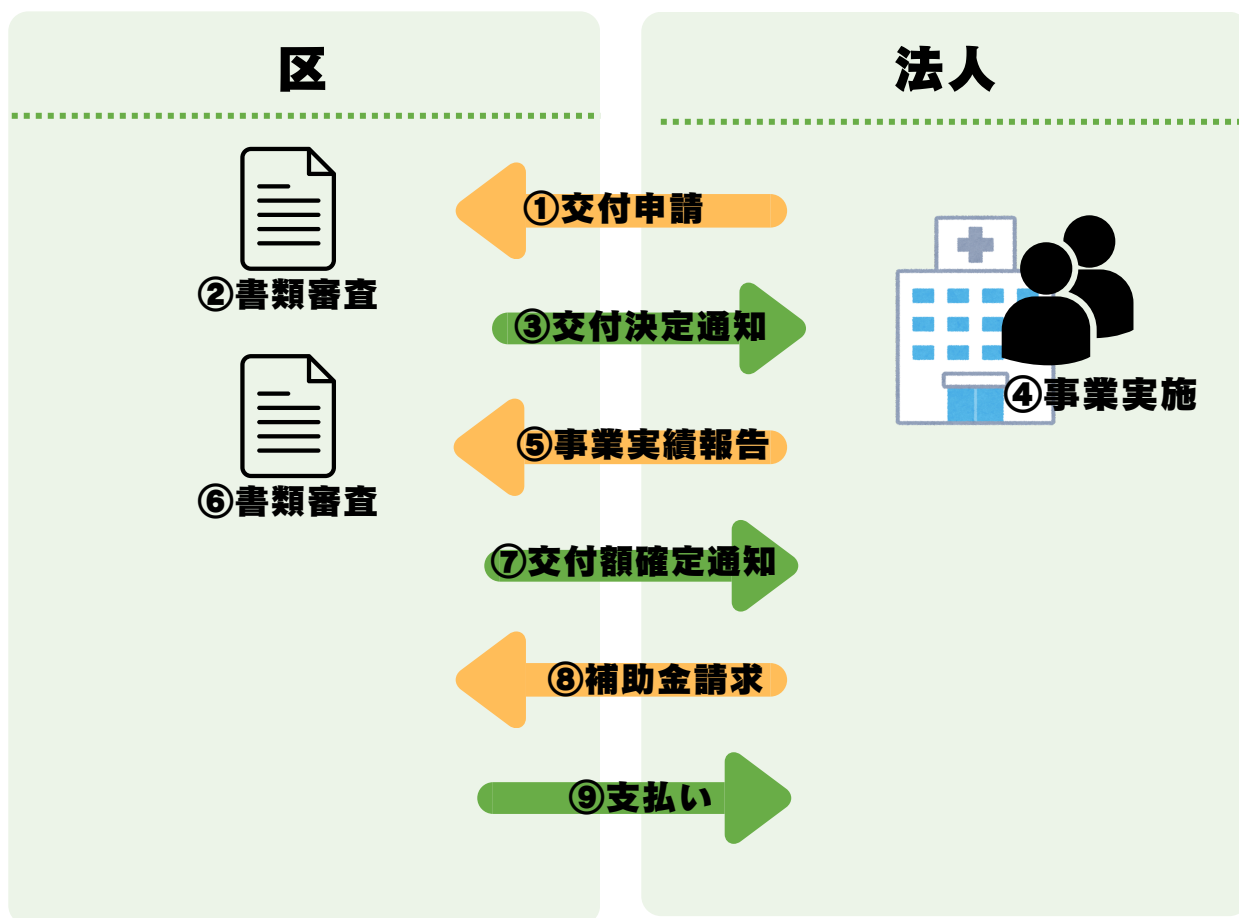
[電話] 03-5335-7672

※補助金申請手順など詳細は裏面をご確認ください

まずはお気軽に
ご相談ください



申請の流れ（イメージ）



申請方法

郵送 又は 持参

※各種書類は杉並区公式HPよりダウンロードできます

区公式HP二次元コード→



留意事項

- 杉並区民を対象としていれば、事業を実施する相談支援事業所の所在地が杉並区外でも申請できます。
- 障害者等の地域移行に係る報酬算定の対象となる月以降は対象外です。
- 補助対象経費は対象事業に要する経費です。実支出額等と補助基準額（12,000円）を比較して少ない額が補助額となります。
- 国・都その他類似の委託料や助成金等を受けている場合は対象外です。
- 予算額を超える場合は、交付申請の提出順に予算の範囲内で交付します。